一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター
「令和７年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業」業務委託プロポーザル実施要領

本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続など必要な事項をこの実施要領で定める。

１．業務目的

一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターでは、飛騨地域の伝統工芸職人の高齢化と後継者不足が課題となっていることから、伝統工芸の後継者を育成するためのインターンシップ事業を実施することで、後継者研修生を確保し伝統的工芸品産業の維持・振興につなげる。

２．業務概要

（１）業務名

「令和７年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業」業務委託

（２）業務内容

別紙１「令和７年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託仕様書」以下「仕様書」という。） のとおり

ただし、契約時において、選定された契約候補者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合あり

（３）業務期間 契約締結の日から令和８年２月２０日（金）まで

（４）契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

（５）契約限度額 １，８４６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

３．プロポーザル参加申込

「公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付について」に従い、参加申請書を提出すること。

参加申請書の提出がない場合、企画提案を受け付けない。

４．審査方法

本業務の受託候補者の選定にあたっては、本センターが別に定める「令和７年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託プロポーザル審査要領」に基づく審査を行い、最も適切な参加事業者１者を受託候補者として選定する。

なお、審査及び選定結果についての異議申立ては認めない。

５．企画提案について

企画提案者は、次の（１）①～⑦に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、提出後の差替・追加・削除等は認めない。

（１）企画提案書等の作成

①企画提案書等提出書（様式第１号）

②企画提案書（任意様式）

・企画提案書は次の（２）に基づいて作成する。
・様式は任意とするが、日本産業規格Ａ４判縦型に横書き（長編綴じ）、文字サイズは１１ポ イントを基本とし、表紙・目次を含めて２０ページ以内とする。
・表紙には「令和７年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付す。

③法人（団体）概要書（様式第２号）
④業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式）
⑤業務実績書（様式第３号）
⑥業務見積書（様式第４号） 業務ごとの積算内訳と見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載する。
⑦工程表（任意様式）

（２）企画提案書に記載を求める事項

別紙「令和７年度 伝統工芸後継者育成インターンシップ事業業務委託仕様書」に掲げる業務を遂行するために、具体的な手法を「企画提案書」として取りまとめる。

①伝統工芸後継者育成インターンシップ事業に関する提案
②上記①以外の項目で業務全般に関し、有益で実現可能な提案

（３）業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載を求める事項 次の項目について、正確かつ具体的に「業務実施体制及び業務担当予定者調書」として取りまとめる。

①業務統括責任者、業務担当予定者（主・副各１名）、分担業務、役職、氏名、経歴、現部門での従事期間及び主な業務実績を記載する。
②業務担当予定者の令和７年４月現在の手持ち業務（庶務的業務を除く。）を全て記載する。
③業務の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色を記載する。

（４）企画提案書等の提出

①提出期間 令和７年４月１６日（水）から同年５月２日（金）までの毎日（土日及び祝日を除く。）午前８時３０分から午後５時３０分まで
②提出先 〒506－0025 岐阜県高山市天満町５丁目１番地２５
一般財団法人飛騨地域地場産業振興センター
電話（代表） 0577-35-0370
E-mail hidajibasan@eco.ocn.ne.jp
③提出部数 ８部（正本１部、副本７部）
④提出方法 持参又は郵送による。（郵送による提出の場合は、配達証明に限る。）

６．企画提案に関する質問及び回答

（１）質問書の提出企画提案に関する質問は、質問書（様式第５号）により電子メールで行う。なお、必ず着信を電話にて確認すること。

①提出先電子メールアドレス hidajibasan@eco.ocn.ne.jp
②提出期日 令和７年４月２１日（月）正午

（２）質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和７年４月２４日（木）までにホームページに掲載する。

ただし、質問者名は公開しない。

７．参加に際しての留意事項

（１）失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

①審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

②他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

③事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

④応募提案書類に虚偽の記載をした場合

⑤実施要領に反すると認められた場合

⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（２）著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

（３）複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書を提出することはできない。

（４）その他

プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

８．企画提案に対する審査

（１）審査（プレゼンテーション）

①実施日　令和７年５月中旬予定

※時間、場所については後日通知する。

②所要時間　プレゼンテーション　１５分程度

審査委員からの質疑　１５分程度

③提案参加者　業務担当予定者及び業務総括責任者を含む３名以内

④実施内容　企画提案書に基づき、プレゼンテーションと質疑応答を行う。

・企画提案順は、企画提案書等の受付順とする。

・企画提案は非公開とし、企画提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

・企画提案時の追加資料は認めない。

・プレゼンテーションに不参加の場合、又は遅れた場合は審査の対象としない。

９．契約候補者の選定

（１）契約候補者の選定方法 審査委員による審査結果を踏まえ、当該業務を受託するにふさわしい適切な者を契約候補者として選定する。

（２）契約候補者の選定及び結果の通知及び公表

①企画提案者に、契約候補者選定の結果を書面により通知する。

②評価項目ごとの評価点数を本センターのホームページで公表する。ただし、企画提案者名については公表しない。

③審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

１０．契約の締結

契約候補者として選定した者と本センターが協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

１１．企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、「８」により選定した者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

（１）提出期日を過ぎて提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）審査の公平性を害する行為があった場合

（４）審査委員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合

（５）「２（５）」の契約限度額を超えた場合

１２．その他

（１）企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。

（２）提出された書類等は、返却しない。

（３）提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

（４）提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができる。

（５）提出された書類等は、一般財団法人飛騨地域地場産業振興センターの情報公開に関する要綱に基づく情報公開の対象となる。

（６）本企画提案に係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。

（７）企画提案書の提出時に提示した業務担当予定者は原則として、変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の者であるとの本センターの了解を得なければならない。

（８）企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

（９）本プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び円に限る。

１３．日程（スケジュール）予定

〇質疑締め切り 令和７年４月２１日（月）正午

〇質疑回答 令和７年４月２４日（木）までに随時回答

〇参加資格審査申請書の提出締め切り　令和７年４月２５日（金）

〇企画提案書等の提出締め切り 令和７年５月２日（金）

〇プレゼンテーション審査 令和７年５月中旬予定

〇審査結果通知 令和７年５月中下旬予定

〇契約締結 令和７年５月下旬予定

※参加者数に応じ、変更する場合がある。